

桐朋学園大学における公的研究費の使用に関する行動規範

桐朋学園大学 学長

本学は建学の精神として「自由で豊かな感性を持つ個性ある音楽家の育成」「音楽教育による社会貢献」「世界における音楽文化の創造」の3点を掲げている。これらは社会から託された使命でもあり、本学の研究活動が誠実かつ公正に行われることにより担保されるものである。本学における研究活動及び公的研究費（*1）の使用・運営・管理に関わる全ての研究者並びに事務職員等（以下「関係者」という。）を対象に、公的研究費を使用する上での指針を以下のとおり定める。本学の関係者は、行動規範に定める事項を遵守しなければならない。

1. 研究者は、公的研究費の使用にあたり、当該研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール及び事務処理手続きを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
2. 関係者は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、公正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。
3. 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。
4. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。
5. 関係者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 関係者は、公的研究費の取扱いに関する理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を受講するとともに、関係法令等、使用ルール及び事務処理手続きの理解に努めなければならない。
6. 関係者は、公的研究費の執行にあたり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に透明性を確保して行動しなければならない。
7. 公的研究費の不適切な使用または不適正な使用の恐れがあることを知った関係者は、速やかに通報窓口
に通報しなければならない。

（*1）本行動規範における公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」で示されている国や独立行政法人から交付される研究費、またそれらに付随する間接経費の他、私立大学における私学助成金などのうち研究活動に使用した資金も含む。